



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1042	一般競争入札による落札者の決定	(情報政策課).....	1
1043	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課).....	2
1044	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	4
1045	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	( " ).....	5
1046	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	5
1047	生活保護法による指定施術機関の廃止	( " ).....	5
1048	生活保護法による医療機関の指定	( " ).....	6
1049	生活保護法による施術機関の指定	( " ).....	6
1050	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	6
1051	〃	( " ).....	7
1052	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課).....	7
1053	道路の区域変更	(道路保全課).....	7

### ○ 選挙管理委員会告示

109	参議院和歌山県選挙区選出議員通常選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨	.....	8
-----	---	-------	---

### ○ 監査公表

監査公表第25号	.....	10
----------	-------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第1042号

平成28年度情報セキュリティ強化対策業務(第一次構築及び運用保守)委託について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
平成28年度情報セキュリティ強化対策業務(第一次構築及び運用保守)委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日  
平成28年8月9日
- 落札者の氏名及び住所  
西日本電信電話株式会社和歌山支店

和歌山市一番丁5番地

- 5 落札金額  
104,760,000円（うち消費税及び地方消費税の額7,760,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成28年6月28日

**和歌山県告示第1043号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成28年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名  
住所 和歌山県伊都郡かつらぎ町東洪田585  
氏名又は名称 紀州食品株式会社  
代表取締役社長 武井武
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称  
所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町東洪田585  
名称 紀州食品株式会社
- (3) 特定施設に関する事項  
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項  
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量  
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間  
平成28年9月13日から同年10月4日まで
- (2) 場所  
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及びかつらぎ町生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始 予定年月 日	1日当 たりの 使用時 間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区 分	汚水等 の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm <sup>3</sup> )
第4号ニ 二重釜	2	糖液 260L/日	平成 28.10.11	8時間 /日	通常	8	5.5- 5.7	4000	5000	100	30	10	40	<3000
					最大	9	5.0- 5.5	8000	10000	200	35	15	50	無数
第4号イ みかん ホロ割り機	2	みかん 10t/日	平成 28.10.11	8時間 /日	通常	10	5.0- 5.5	300	180	150	30	10	40	<3000

					最大	20	4.0-5.0	1500	200	200	35	15	50	無数
第4号ニ みかん湯煮機	1	みかん 10t/日	平成 28.10.11	8時間 /日	通常	1.5	5.5-5.7	300	140	60	30	10	40	<3000
					最大	3	5.0-5.5	1500	1300	250	35	15	50	無数
第4号ロ 洗浄タンク	4	みかん 10t/日	平成 28.10.11	8時間 /日	通常	15	5.5-5.7	160	200	250	30	10	40	<3000
					最大	22	5.0-5.5	200	250	300	35	15	50	無数
第4号イ みかん剥皮機	2	みかん 15t/日	平成 28.10.11	8時間 /日	通常	1.6	4.5-5.0	200	250	300	30	10	40	<3000
					最大	2	4.5-5.0	240	300	500	35	15	50	無数
第4号ニ 二重釜	1	糖液 260L/回	平成 28.10.11	8時間 /日	通常	3	5.5-5.7	4000	5000	100	30	10	40	<3000
					最大	5	5.0-5.5	8000	10000	200	35	15	50	無数
第4号ロ 洗浄タンク	4	みかん 3500 kg/日	平成 28.10.11	8時間 /日	通常	60	4.0-5.0	300	300	200	30	10	40	<3000
					最大	88	3.0-3.5	1500	500	300	35	15	50	無数
第10号ロ 洗瓶機	1	飲料 3300 本/日	平成 28.10.11	8時間 /日	通常	20	5.8-6.2	300	100	60	30	10	40	<3000
					最大	31	5.5-5.8	1500	150	100	35	15	50	無数
第10号ロ 洗瓶機	1	飲料 3300 本/日	平成 28.10.11	8時間 /日	通常	20	5.5-5.7	300	140	60	30	10	40	<3000
					最大	31	5.0-5.5	1500	1300	250	35	15	50	無数
第4号ニ 二重釜	1	糖液 260L/回	平成 28.10.11	8時間 /日	通常	3	5.5-5.7	4000	5000	100	30	10	40	<3000
					最大	5	5.0-5.5	8000	10000	200	35	15	50	無数
第4号ニ 二重釜	1	糖液 260L/回	平成 28.10.11	8時間 /日	通常	3	5.5-5.7	4000	5000	100	30	10	40	<3000
					最大	5	5.0-5.5	8000	10000	200	35	15	50	無数
第4号ロ 漂白水晒タ ンク	10	さくら んぼ等 400 kg/日	平成 28.10.11	8時間 /日	通常	45	5.5-6.5	160	220	15	30	10	40	<3000
					最大	131	8.0-9.5	200	270	15	35	15	50	無数
第10号ホ 調合タンク	4	果汁 1t/日	平成 28.10.11	8時間 /日	通常	8	5.5-5.7	160	200	250	30	10	40	<3000
					最大	10	5.0-5.5	200	250	300	35	15	50	無数

別表2

種類 及び 構造 形式	主要 寸法 (m)	能力 (m <sup>3</sup> /日)	汚水 等の 処理 方式	使用開始 予定年月 日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等 の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm <sup>3</sup> )

第一排水処理施設	鉄筋コンクリート造	W30.82 × L18 × H7	600	活性汚泥処理	既設	通常	処理前	100	5.5-8.6	300	140	60	30	10	40	<3000	
							処理後	100	5.8-8.6	60	60	40	20	8	25	<3000	
							最大	処理前	500	10-13	1500	1300	250	35	15	50	無数
								処理後	500	5.8-8.6	70	70	60	20	8	25	<3000
第二排水処理施設	鉄筋コンクリート造	W31.7 × L15 × H5.8	600	二段酸化処理	既設	通常	処理前	500	5.5-8.6	300	140	60	30	10	40	<3000	
							処理後	500	5.8-8.6	60	60	40	20	8	25	<3000	
							最大	処理前	600	10-13	1500	1300	250	35	15	50	無数
								処理後	600	5.8-8.6	70	70	60	20	8	25	<3000

別表3

排水口名	排出水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )
排水口No.1	通常	600	5.8-8.6	60	60	40	20	8	25	<3000
	最大	1200	5.8-8.6	70	70	60	20	8	25	<3000

和歌山県告示第1044号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成28年11月1日まで縦覧に供する。

平成28年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成28年9月1日

2 名称

特定非営利活動法人日高総合型クラブ

3 代表者の氏名

古賀敬教

4 主たる事務所の所在地

和歌山県御坊市湯川町財部778番地7号2階

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、各種生涯スポーツ振興に関する活動と文化活動の振興に関する事業

を行い、世代を超えて相互の親睦と健康づくりを図ると共に地域の活性化と子どもの健全育成、運動能力のレベルアップを図ることに寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第1045号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成28年11月1日まで縦覧に供する。

平成28年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成28年9月1日

2 名称

特定非営利活動法人よりみち

3 代表者の氏名

草田明信

4 主たる事務所の所在地

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字西飯降612番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、不登校やひきこもり、障害等を持っているため、一般的な就職による社会的自立が困難になっている当事者に対し、相談、助言をおこないつつ、居場所や中間的就労の場を提供し、社会参加を支援する。また、観光や農業など地域産業の振興をはかり、当事者が働くための仕事おこしをおこなっていく。

さらに不登校やひきこもり、障害についての啓発や学習活動を行い、市民による当事者への支援や交流の場をつくることで、人にやさしいまちづくりをめざし、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第1046号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田歯新 18-26	田辺市大塔三川歯科診療所	田辺市合川678-3	平成 27. 4. 15
田歯新 19-26	田辺市大塔富里歯科診療所	田辺市下川下930	平成 27. 4. 15
橋葉新 16-26	ポプラ薬局	橋本市高野口町向島38-3	平成 28. 6. 30

#### 和歌山県告示第1047号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した次の施術機関について、その指定を廃止したので告示する。

平成28年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	氏 名	住所又は名称及び所在地
橋柔 18-20	大浦崇	大浦整骨院（柔道整復） 橋本市三石台1-3-1 フォレストはしもと1F
橋は新 7-26	大浦崇	大浦整骨院（はり・きゅう） 橋本市三石台1-3-1 フォレストはしもと1F

#### 和歌山県告示第1048号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
紀医新 56-28	耳鼻咽喉科ゆうクリニック	紀の川市中井阪205-3	平成 28. 8. 7

#### 和歌山県告示第1049号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年月日
紀柔新 4-28	池本勝紀	池本鍼灸接骨院（柔道整復） 紀の川市貴志川町神戸1016-1	平成 28. 6. 13
御柔新 4-28	野田大輔	大鳳鍼灸接骨院（柔道整復） 御坊市湯川町富安1719-2	平成 28. 7. 7
御は新 4-28	野田大輔	大鳳鍼灸接骨院（はり・きゅう） 御坊市湯川町富安1719-2	平成 28. 7. 7

#### 和歌山県告示第1050号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年9月1日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年9月26日まで縦覧に供する。

平成28年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第53号-1	田辺市新庄町字南内ノ浦3442-20外19筆
平成28年度第53号-2	田辺市上秋津字下左向91-6
平成28年度第53号-3	田辺市上秋津字下左向91-36外12筆
平成28年度第53号-4	田辺市上秋津字園原842-1
平成28年度第53号-5	田辺市上秋津字園原948-9外3筆
平成28年度第53号-6	田辺市上秋津字下畑4131-3

#### 和歌山県告示第1051号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年8月31日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年9月26日まで縦覧に供する。

平成28年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第58号	御坊市湯川町丸山字袋131-1

#### 和歌山県告示第1052号

平成28年和歌山県告示第974号（以下「告示第974号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年9月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 所在が不明である通知の相手方  
榎本大
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第974号のとおり

#### 和歌山県告示第1053号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成28年9月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
橋本市御幸辻字田中垣内455番2地先から同市御幸辻字中森坪蔵王前571番5地先まで	旧	31.70 } 52.20	63.60	
同上	新	31.70 } 52.60	63.60	

### 選挙管理委員会告示

#### 和歌山県選挙管理委員会告示第109号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙(和歌山県選挙区)における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年9月13日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

#### 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年7月10日執行 参議院議員通常選挙(和歌山県選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 34,625,600円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	鶴保 庸介	所属党派	自由民主党	期間	4月15日から 7月25日まで	第1回分
出納責任者氏名	上中 節彦					

収入			支出		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)			
主たる寄附			人件費		1,620,000円
近畿税理士政治連盟	政治団体	100,000円	家屋費		2,053,776円
自由民主党和歌山県参議院選挙区第二支部	政党支部	10,000,000円	選挙事務所費		1,640,414円
和歌山県農政連盟	政治団体	500,000円	集会会場費		413,362円
藤平 良光	会社役員	100,000円	通信費		405,062円
全国産業廃棄物連合会政治連盟和歌山県産業廃棄物協会和歌山県地区政治連盟	政治団体	50,000円	交通費		264,487円
妙中 喜代和	自営業	300,000円	印刷費		4,088,160円
日本商工連盟	政治団体	100,000円	広告費		1,812,542円
和歌山県医師連盟	政治団体	1,000,000円	文具費		132,613円
日本不動産鑑定士政治連盟	政治団体	100,000円	食糧費		453,663円
日本弁護士政治連盟	政治団体	50,000円	休泊費		869,240円
大日本猟友政治連盟	政治団体	200,000円	雑費		665,524円
全国産業廃棄物連合会政治連盟	政治団体	100,000円			
和歌山県薬剤師連盟	政治団体	100,000円			
全国たばこ販売政治連盟和歌山県支部	政治団体	50,000円			
竹林 義晃	会社員	30,000円			
全日本不動産政治連盟	政治団体	500,000円			
和歌山県宅建政治連盟	政治団体	100,000円			
和田 眞孝	会社役員	50,000円			
その他の寄附	2件	40,000円			
その他の収入		円			
今回計		13,470,000円	今回計		12,365,067円
前回計		円	前回計		円
総計		13,470,000円	総計		12,365,067円



	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	303,200 円
	ビラの作成	819,000 円
	ポスターの作成	1,112,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,360 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625 円
	計	2,804,927 円

報告書受理年月日	平成28年7月25日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	西本 篤	所属党派	幸福実現党	期間	4月28日から 7月12日まで	第1回分
出納責任者氏名	山形 章仁					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	120,000 円	
幸福実現党	政治団体	3,000,000 円	家屋費	100,000 円	
幸福実現党和歌山県本部	政治団体	1,200,000 円	選挙事務所費	100,000 円	
幸福実現党田辺後援会	政治団体	258,920 円	集会会場費	円	
			通信費	3,228 円	
			交通費	9,520 円	
			印刷費	572,052 円	
			広告費	150,592 円	
			文具費	円	
			食糧費	円	
その他の寄附	件	円	休泊費	円	
その他の収入		円	雑 費	162,291 円	
今回計		4,458,920 円	今回計	1,117,683 円	
前回計		円	前回計	円	
総 計		4,458,920 円	総 計	1,117,683 円	

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	円
	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
	計	円

報告書受理年月日	平成28年7月19日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	由良 登信	所属党派	無所属	期間	6月1日から 7月15日まで	第1回分
出納責任者氏名	西村 佳三					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	255,000 円	
ひまわり和歌山	政治団体	1,899,758 円	家屋費	488,913 円	
			選挙事務所費	488,913 円	
			集会会場費	円	
			通信費	36,524 円	
			交通費	27,480 円	
			印刷費	1,867,400 円	
			広告費	605,852 円	
			文具費	1,928 円	
			食糧費	146,112 円	
その他の寄附	件	円	休泊費	313,842 円	
その他の収入		円	雑 費	83,107 円	
今回計		1,899,758 円	今回計	3,826,158 円	
前回計		円	前回計	円	
総 計		1,899,758 円	総 計	3,826,158 円	

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	302,400 円
	ビラの作成	702,000 円
	ポスターの作成	810,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	38,000 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	50,000 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	24,000 円
	計	1,926,400 円

報告書受理年月日

平成28年7月22日

第1回報告分

## 監 査 公 表

## 和歌山県監査公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成28年8月23日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年9月13日

和歌山県監査委員 江 川 和 明  
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子  
 和歌山県監査委員 濱 口 太 史  
 和歌山県監査委員 鈴 木 太 雄

## 1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
公益財団法人和歌山県農業公社	平成28年8月23日
一般社団法人わかやま森林と緑の公社	〃
和歌山県土地開発公社	〃

## 2 監査の結果

## (1) 指摘事項

なし

## (2) 注意事項

## ア 公益財団法人和歌山県農業公社

(ア) 就農支援資金貸付金償還金の未収金については、平成27年度末で約762万円であり、前年度末に比し約359万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 和歌山県就農安定資金貸付金の償還において、違約金が発生していた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

## イ 一般社団法人わかやま森林と緑の公社

造林事業の事業費の財源は、その大部分が日本政策金融公庫及び県からの借入金であり、平成27年度末の借入金残高は、約129億6,900万円と前年より約8,030万円増加している。今後とも、全国の動向を注視しながら、適切な債務管理に努められたい。

## ウ 和歌山県土地開発公社

公社保有土地について、平成27年度に4地区（2,182.29㎡）が売却されているが、依然として残っている土地が存在しているので、今後ともその売却に努められたい。

併せて、調停に代わる決定（平成15年11月25日和歌山地方裁判所）に基づき、借入金の計画的な返済に努められたい。

## (3) 検討事項

なし

## (4) 上記以外の事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。